

注記

1. 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|----------------------------------|-------|
| ① 有形固定資産 | 取得原価 |
| ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。 | |
| ア 昭和 59 年度以前に取得したもの | 再調達原価 |
| イ 昭和 60 年度以後に取得したもの | |
| 取得原価が判明しているもの | 取得原価 |
| 取得原価が不明なもの | 再調達原価 |

(2) 有形固定資産等の減価償却の方法

- | | |
|---------------------|-----------|
| ① 有形固定資産 | 定額法 |
| なお、主な耐用年数は以下のとおりです。 | |
| ア 建物 | 13 年～50 年 |
| イ 工作物 | 10 年～50 年 |
| ウ 船舶 | 5 年 |
| エ 物品 | 3 年～15 年 |

(3) 引当金の計上基準及び算定方法

① 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

② 賞与等引当金

翌年度 6 月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(4) 連結資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(5) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

2. 重要な会計方針の変更等

(1) 会計方針の変更 該当事項ありません。

(2) 表示方法の変更 該当事項ありません。

(3) 連結資金収支計算書における資金の範囲の変更 該当事項ありません。

3. 重要な後発事象 該当事項ありません。

4. 偶発債務 該当事項ありません。

5. 追加情報

(1) 連結対象団体（会計）

団体（会計）名	区分	連結の方法	比例連結割合
岩手県市町村総合事務組合	一部事務組合	比例連結	※

※組合から提示された一般負担金額による按分（一部の費目については、実態に即した合理的な方法により按分）後の金額により計上しています。

(2) 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている団体(会計)においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

(3) 表示単位未満の取扱い

千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

(4) 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

翌年度予算で財産収入として措置されている公共資産や行政目的で保有していた資産のうち、売却予定の資産を売却可能資産としています。

イ 内訳

売却可能資産はありません。